

第 15 回 こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会

日 時：平成 30 年 9 月 13 日（木）18 時 00 分～20 時 15 分

会 場：大阪市役所 地下 1 階第 11 共通会議室

出席者：《委員》

寺見委員、西村委員、林委員、舟本委員、堀委員（五十音順、敬称略）

《本市》

工藤保育施策部長、赤本保育企画課長、武田指導担当課長、高垣施設指導担当課長代理、
重松保育指導担当課長代理

議 事：（1）提言に基づく取組みの進捗状況について

（2）その他

議事録

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

お待たせいたしました。

ただいまから「第 15 回こども・子育て支援会議教育・保育施設等事故検証部会」を開催いたします。

委員の皆様方には、公私何かとお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

本日司会を担当させていただきますこども青少年局施設指導担当課長代理の高垣でございます。

よろしく申し上げます。

事故検証部会の開催にあたりまして、本日の部会が 1 年ぶりの開催となりますので、改めて出席者のご紹介をさせていただきます。

最初に、本日出席いただいております委員のご紹介をさせていただきます。お手元に配付しております資料 1 の部会委員名簿をご参照ください。

当部会は、5 名の委員で構成されております。順に、ご紹介をさせていただきます。

部会長の神戸松蔭女子学院大学大学院人間科学部こども発達学科教授の寺見委員でございます。

○寺見部会長

寺見でございます。よろしくお願ひいたします。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

弁護士の西村委員でございます。

○西村委員

西村です。よろしくお願ひいたします。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

武庫川女子大学生生活環境学部食物栄養学科教授林委員でございます。

○林委員

林でございます。よろしくお願いいたします。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

医療法人弘善会矢木クリニック院長舟本委員でございます。

○舟本委員

舟本でございます。よろしくお願いいたします。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

常磐会短期大学幼児教育科教授堀委員でございます。

○堀委員

堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

続きまして、本市の出席者を紹介いたします。

こども青少年局保育施策部部長の工藤でございます。

○工藤こども青少年局保育施策部長

工藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

同じく指導担当課長の武田でございます。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

武田でございます。よろしくお願いいたします。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

保育企画課長の赤本でございます。

○赤本こども青少年局保育施策部保育企画課長

赤本です。よろしくお願いいたします。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

保育指導担当課長代理の重松でございます。

○重松こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理
重松です。よろしくお願いいたします。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理
保育企画課担当係長の長谷川・栗原・松林・吉田でございます。
最後に、私、施設指導担当課長代理の高垣です。
以上でございます。

次に、委員の出欠状況を報告させていただきます。

先ほどご紹介しましたように、本日の部会には委員 5 名全員の皆様にご出席をいただいております。
こども・子育て支援会議条例第 7 条の規定により、委員の半数以上のご出席がありますので、本部会は有効に成立しております。

次に、本日の部会の公開・非公開についてご報告させていただきます。

本市の審議会等は原則公開とされておりますが、例外的に個人情報等の非公開情報を取り扱う場合は、会議を非公開とすることができることになっております。本日の議事にはそうしたものを予定しておりませんので、公開とさせていただきます。

本日は 7 名の傍聴者の方、また報道関係の方にもお入りいただいております。

傍聴者の方、報道関係者の方におかれましては、会議の進行の妨げになるような行動は慎んでいただきますよう、あらかじめお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、こども青少年局保育施策部長の工藤よりご挨拶を申し上げます。

○工藤こども青少年局保育施策部長

改めまして、こんばんは。保育施策部長の工藤でございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様方にはご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本部会については、昨年の 7 月 6 日開催ということで、それ以来ということですから、1 年ぶりの開催となります。7 月に調査報告書を取りまとめ、そしてまた再発防止策の提言をいただきました。その後、我々本市としましては、国の有識者会議に事故報告について報告をさせていただきまして、また国にも要望させていただきました。それ以降は、提言いただいた内容について、どうやって事業として展開していくのか、いろいろと企画をしていきまして、あと、吉村市長も、やはり保育の質の確保を重点的にやっていきたいというお話でございまして、予算のほうも確保させていただきました。これに基づいて現在取り組みを行っております。この取り組みの進捗状況について、今日のご報告をさせていただきたいと思っておりますので、また、委員の皆様方には各専門的な立場から忌憚のないご意見いただきますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理
続きまして、配付資料の確認をお願いします。

本日の議事は、昨年 7 月に提言をいただきました再発防止対策について、本市の取り組み状況の報告とさせていただきます。

2つの資料をご用意しておりますが、ゼムクリップでとめておりますのが、本日の資料 1 と 2 でございます。

資料 1 部会委員名簿でございます。資料 2 大阪市たんぽぽの国保育事故調査による提言に基づく事故防止対策進捗状況についてというものです。

これ以降、別のクリップどめをしておりますのは、参考資料として 13 用意をさせていただきます。

参考資料 1「事故防止及び事故発生時対応マニュアル～基礎編～」の紹介となっております。参考資料 2 事故防止等にかかるアンケート及び集計結果、参考資料 3 平成 29 年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施及び睡眠中の死亡等の重大事故防止対策の周知について、参考資料 4「2015 年改訂版子どもの保健」参考様式の睡眠時観察表（0～2 歳児用）の再改訂について、参考資料 5 睡眠時観察について、参考資料 6 睡眠時観察表の参考様式及び睡眠中の死亡等の重大事故防止対策について、参考資料 7 入所初期リスクを軽減するための取り組みについて、参考資料 8、大阪市ホームページに掲載をしております認可外保育施設についてのページでございます。参考資料 9、これにつきましても、大阪市ホームページに掲載をしております民間保育所基本情報でございます。参考資料 10 大阪市事故防止巡回支援指導員による巡回の概要、参考資料 11 事故防止巡回支援指導チェックリスト、参考資料 12 こども・子育て支援会議運営要綱、参考資料 13 こども・子育て支援会議教育・保育施設等事故検証部会運営規程と、となっております。

不足はございませんでしょうか。

それでは、これからの進行につきましては、寺見部会長にお願いいたします。

○寺見部会長

ありがとうございました。

それでは、改めまして私のほうからご挨拶申し上げます。

あれからもう既に 1 年以上たちまして、再び皆様方にこのようにご参集くださりまして、ご協力のもとに検証を進めていけることをありがたく思っておりますし、またこれからの進行のご協力をいただければと思っております。

それから、本当に、振り返ってみますと、認可外施設で平成 28 年度に大変痛ましい死亡事故が起こりまして、当部会で、保護者の方や、それから施設関係の方々のご協力をいただきまして、事実経過の検証をして、把握をしたり、あるいはその検証もしてまいりました。

その過程で明らかになった課題に対する再発防止に向けた提言も取りまとめさせていただきました。それから 1 年が経過しまして、改めて亡くなられましたお子様のご冥福と、それからご両親様の心の癒やしといたしますが回復されたかなということも含めて、お祈りを申し上げたいと思います。

本日は、大阪市が本部会からの提言に対してどのように取り組んでこられたのかをご説明いただき、各委員の専門的な意見からご意見をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○重松こども青少年局保育施策部保育企画課保育指導担当課長代理

私は、大阪市こども青少年局保育施策部保育指導担当課長代理の重松でございます。よろしくお願いいたします。

本市におきましては、昨年7月にこの検証部会による提言を受けまして、さまざまな事故防止の取り組みを強化しているところでございます。

本日は、資料2に沿いまして、私から説明をさせていただきます。

座ってご説明させていただきます。

資料2をご覧くださいまして、まず初めに、提言1の「一次救命処置の対応力の構築」の中の主な施策①としまして、事故対応マニュアルの整備に関する進捗状況でございます。

事故防止の取り組みといたしまして、平成30年3月に事故防止啓発のポスターを作成し、全保育施設に配付をいたしました。このようなポスターでございます。

「みまもり」という言葉をキャッチフレーズに、頭文字を用いて「み、みんなで取り組む事故予防」と題しまして、「ま、まず確認！睡眠中も保育中」「も、もちろん配置。水遊びには監視役」「り、リスクを減らす。いつも観察、誤嚥予防」として、親しみやすい文書で事故予防を呼びかけ、啓発ポスターとして掲示いただくことをお願いしております。

次に、30年4月には、事故防止及び事故発生時対応マニュアルを作成いたしました。ポスターと共通した「みまもり」というタイトルをつけ、「基礎編」と「作成の手引き」の2冊立てになっております。

ここで参考資料1をご覧くださいませでしょうか。

基礎編の睡眠時のページになっております。基礎編の特長といたしましては、イラストを多く取り入れ、新たに保育に携わる方にもわかりやすいものになっております。また、重大事故が発生しやすい3つの場面、睡眠中、水遊び中、食事中、その場面ごとにリスクとチェックポイントを記載し、それを確認していくことで安全確認ができるようになっております。

ポスターとこの「基礎編」につきましては、ホームページにおいてダウンロードできることも各施設へ周知いたしまして、施設での活用を呼びかけておるところでございます。

また、こちらの「作成の手引き」につきましては、空欄が中にあり、そこに各施設の状況や留意点を書き込むことで、マニュアルとして活用できるような内容になっております。また、新たに作成、改定される際の参考にしていただけるものになっております。

さらに、事故防止に関するさまざまな様式や公立保育所のマニュアルも参考で添付しております。

これらマニュアルの完成時には、市長会見でも紹介し、報道発表をいたしました。

さらに、5月から6月にかけては、認可外を含む全保育施設を対象に、重大事故防止の研修会を開催し、マニュアルの作成時にもアドバイスをいただいた京都精華大学の住友剛教授にマニュアルの活用についてお話をいただきました。認可外保育施設には、さらに「基礎編」について詳しく説明する場も設けました。研修時に、参加者にはマニュアルを手渡しし、研修不参加の施設には郵送し、6月の時点で市内にある全ての保育施設にマニュアルを配付いたしました。本日ご出席の委員の先生方にもお送りさせていただいたところでございます。

資料2の2ページ目にまいりまして、本年6月に巡回支援指導員による巡回を始めます際に、各施設の事故防止対策に関する現状と申しますか、今の実態を把握するために事故防止等に係るアンケートを実施いたしました。

ここで少しアンケートの内容をご説明させていただきたいと思いますので、お手元の参考資料 2 をご覧ください。

アンケートの内容といたしましては、事故対応マニュアルの整備状況、心肺蘇生法の実技訓練の実施状況、AEDの設置状況、睡眠時の観察について、プール設備と活動期間を答えていただくものになっております。

アンケートを1枚めくっていただきますと、アンケートの集約結果を取りまとめております。

アンケートは、事故防止巡回の対象となっております民間保育園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型を除く認可外保育施設の826施設と公設置民営の31施設を合わせた857施設に配付をいたしました。公設置公営、いわゆる直営の公立保育所につきましては、実態把握がこちらでできておりますので、アンケートの対象にはしておりません。

より多くの施設から回答を得て実態把握をする目的から、期限内に提出いただけなかった民間保育園、公設置民営保育所、認定こども園には、電話での調査も追加をして行いました。

事故対応マニュアルの整備状況につきましては、集約すると8割強の施設において整備をされているとの回答になっております。

その中身を、5ページの(1)で詳しく状況を見ていただきますと、施設の種別での差が出ております。認可外保育施設では、マニュアル整備が指導監督基準とはなっておりませんので、整備率が低くなっております。また、この調査において、民間保育園において事故防止のマニュアルで17%、事故発生時のマニュアルで14.5%の施設が未整備であることがわかりました。

この実態を受けまして、マニュアル整備の促進を目指し、未整備の認可保育施設には、本市が配付しましたマニュアルを活用するなどして整備をするように指導し、さらに未整備であるという情報を監査担当とも共有し、監査においても早急に整備することを指導しているところでございます。整備済みの施設におきましても、巡回時に実際のマニュアルを見せていただき、必要に応じて内容を見直し、改定していただくことを助言しております。また、さまざまな事故を想定した対応訓練を定期的実施していただくこともお伝えしているところでございます。

続きまして、主な施策の②実技講習を含む実践的な研修の状況を説明させていただきます。

心肺蘇生法の実技訓練の状況につきましても、アンケートで調査しております。全体では、訓練を実施しているとの回答が約7割、実施していないが約3割となっております。

参考資料2の5ページ(2)をご覧くださいまして、内訳を見ていきますと、地域型認可外の実施率が低いことがわかります。ただし、施設では実施はしていないが、消防局が実施している救命講習へ毎年順番で職員を参加させていると回答された施設もございました。また、定期的実施していると回答があったところが6割強となっております、その多くが1年に1回の頻度で実施しているということもわかりました。

訓練を実施する際の連携先としましては、消防署と回答した施設が最も多く、そのほかでは警備会社や医療機関、民間の救急救命関係の団体との連携などもございました。

1カ所当たりの救命講習の所持者、修了証の所持をしている職員数は、この6ページのエで示しておりますのでご覧ください。

続きまして、主な施策③のAEDの設置推奨に関しての状況です。

AEDの設置状況につきましても、アンケートで調査をいたしました。全体では、AEDを設置して

いる施設が約 4 割、設置していない施設が約 6 割となっております。購入予定、現在検討中、今年度中には購入との回答も多くあり、設置施設が増加している現状であることもわかりました。

6 ページの (3) で見ていただきますと、民間保育園では約 5 割、認定こども園では 6 割強の施設が設置済みということでありました。また、設置済みの施設のうち、大阪府の A E D マップへの登録は 2 割ほどにとどまっております。また、設置していない施設では、近隣に使用できる A E D があると回答した施設が 7 割強となっております。

本市におきましては、昨年度、平成 29 年度に市民の方からいただいた寄附の一部を活用し、こどもの安全対策として、公立保育所、公設公営の公立保育所全箇所に A E D を設置いたしました。認可保育施設につきましては、条件を満たしていれば A E D 設置の際に給付費の施設機能強化推進費加算が活用できることを周知し、設置を呼びかけております。また、巡回時には、A E D の設置状況を確認し、未設置の場合には近隣の設置場所を把握し、万が一の場合に連携できる関係づくりを進めておくことを助言しているところでございます。

次に、資料 2 の提言 2 に進ませていただきまして、「実効性のある睡眠時観察について」の状況です。

主な施策① 0 歳児及び 1 歳児のうつぶせ寝禁止の再周知に関する進捗状況につきまして説明させていただきます。

こちらは、資料の参考資料の 3 をご覧ください。

これまでの取り組みといたしまして、平成 29 年 11 月に乳幼児突然死症候群対策強化月間に合わせまして、認可保育施設向けに睡眠中の重大事故防止対策についての周知文を送付いたしました。この通知の中では、0 歳児及び 1 歳児のうつぶせ寝禁止ということで、うつぶせ寝で起きた事故の件数なども示しております。

また、その次のページにまいりまして、睡眠時観察の重要性ということで、カーラーの救命曲線を表しながら、睡眠時の観察の重要性を周知しております。

さらに、次のページに入園初期の事故発生の危険性についてということで、これまでの事故件数などとともに、睡眠中の事故防止を周知しております。

13 ページ以降は、国からの通知と S I D S 啓発ポスターになっております。

さらに、主な施策の②記録様式の改定につきまして、ご説明をさせていただきます。

参考資料 4 をご覧ください。

提言時の参考様式をさらに改訂いたしまして、睡眠時観察表を認可保育施設へ送付いたしました。

資料番号の中の 19 ページ以降、1 枚めくっていただきましたところに、実際に送りました観察表がついております。

改定のポイントといたしましては「うつぶせ寝をさせない！」ということを明記いたしまして、預かり初めと体調不良時は特に注意をして観察をすることや観察時のチェックポイントとして 1 から 5 の項目を記載しております。提言でありましたように、様式に記載されている事項を確実に確認すれば、最低限の確認ができる内容となっております。

続いて、参考資料 5 をご覧ください。

記録様式の送付に先立ちまして、認可保育事業者向けの説明会の中で時間を頂戴しまして、睡眠時の観察表について詳しく説明した際の資料になっております。パワーポイントの資料として詳しく説明しております。

1枚めくっていただきますと、こどもがお布団に寝ているイラストの中で、事故を防ぐためのポイントを示しております。また、さらに睡眠時チェック表の書き方につきまして、27ページ以降、詳しく、こういうところに気をつけて書いてくださいということで、書き方の具体例を示して、説明会では説明をいたしました。

このまま続きまして参考資料6に移っていただきますと、こちらは30年3月に認可外保育施設向けに睡眠時観察表を送らせていただいたときの周知文となっております。

認可外保育施設では、認可保育施設向けに提供した睡眠時観察表に加えまして、37ページにございますが、この様式を1つ加えております。認可外保育施設は、年齢別で保育していない施設でありますとか、夜間においても保育を実施している施設もあることから、応用的に使えるものとして、時間軸を横向けにして、たくさん的人数を一度に観察することもできる様式として、中身のポイントは変えておりませんが、様式を少し工夫したものとなっております。

睡眠時観察につきましても、アンケートで調査をしておりますので、少しご面倒なんですけど、もう一度参考資料2の7ページの(4)の①をご覧ください。

全体としましては、睡眠時の観察を記録しているという施設が97.5%となっております。表の下の部分にも書いてありますように、記録をしていない12施設と回答が未記入であった6施設は、いずれも乳児がいない、もしくは午睡をしていない施設でありましたので、乳児がいて午睡をしている施設は100%といえますか、全箇所において記録をしているということがアンケートによりわかりました。

記録をするということ自体は浸透してきているわけですが、実際に巡回で訪問して状況を確認してみると、まだまだうつ伏せということに対する認識が甘い部分もありまして、お腹の部分が下についていても、顔が横に向いていれば、わざわざあおむけには直していないケースや、こどもの体には触れず、顔の向きだけを確認しているケース、また数回分をまとめて記録をしているケースなども実際には見受けられることもわかってきました。

巡回におきましては、あおむけに寝かせているか、部屋の明るさはどうか、見守る職員の位置、観察の仕方などについて細かく確認し、その場できめ細かに指導、助言をしております。また、監査や立入調査におきましても、睡眠時の様子を重点的に確認することにしておりまして、重大事故防止の徹底を図っているところでございます。

一方で、睡眠時の観察をより確実に、適切に実施するためには、人の確保も不可欠であります。今年度より、認可保育施設に対しまして、保育補助者雇い上げ強化事業を創設しております。これは、保育士の業務負担の軽減や離職防止を図るため、保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助する制度でございます。公立保育所におきましても、今年度より睡眠時に観察補助や保育補助に従事する保育補助者の配置をしており、こうした事業や人材の活用により睡眠時の見守り観察の徹底を促しているところでございます。

続きまして、③観察補助手段について説明させていただきます。

観察補助手段につきましても、アンケートで現在の活用状況の調査をしておりますので、同じく先ほどの7ページ(4)の②をご覧ください。

機器を活用しているとの回答は、全体で約2割となっております。活用している機器としましては、監視カメラが一番多く92施設、無呼吸モニターが32施設となっております。

現在、大阪市におきましては、観察補助手段として機器を利用することが妥当であるとしながらも、

これら機器導入に係る補助制度は実施していない現状であります。観察補助手段として機器を利用していただきながらも、機器に頼り切ることなく、睡眠中においては、職員がこどもに直接接触して全身状態を確認し、観察し、記録を残すことを助言しておるところでございます。

次に、4 ページにまいりまして、提言の 3、「入園初期リスクの軽減について」の主な施策①入園初期の事故発生の危険性についての周知及び「慣らし保育」の啓発と②入園初期の情報を効果的に収集する仕組みづくりにつきまして、あわせて進捗状況を説明させていただきます。

先ほどの提言 2 でも触れましたが、平成 29 年 11 月には認可保育施設向けに、平成 30 年 3 月には認可外保育施設向けに睡眠中の重大事故防止の通知を出し、その中でも慣らし保育の重要性についても周知をいたしているところでございます。

本年 7 月には、改めまして「入所初期リスクを軽減するための取り組みについて」として、認可外を含む全保育施設へ周知文を出しておりますので、参考資料の 7、45 ページをご覧ください。

入所初期のリスクを軽減するためには、慣らし保育を実施することが大切ということで啓発しております。また、入所までにこどもの健康面や生活面に関する情報を収集し、職員間でしっかり共有し、受け入れの準備を整えること。さらには入所後、特に預かり初期においては、朝の受け入れ時に前日からのお子様の基本情報を効果的に収集することの重要性を書かせていただいております。そのための記録表と日々の受け入れ時の確認ポイントを様式として添付をしており、活用を促しております。

預かり初期は、こどものストレスがとて高く、さらに職員もこどもの発達状況の把握が十分でない時期であることをふまえ、きめ細かい見守りと保護者との連携が不可欠であるということを、今後も周知してまいりたいと思っております。

また、巡回時には、預かり初期のストレスを軽減するためには、徐々に保育環境になれていくことが大切であり、こどもの状態に応じた慣らし保育の重要性を丁寧に保護者に説明を行い、慣らし保育を実施していくことも助言をしているところでございます。

社会全体や企業に向けて幅広く慣らし保育の理解が得られるような取り組みには至っていないところではございますが、本市職員におきましては、ワークライフバランス推進の一環として、慣らし保育期間中における育児休業の取得が今年度より可能になりましたことをお伝えしておきます。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

大阪市こども青少年局保育施策部指導担当課長武田でございます。

私からは、提言 4 以降について、ご説明させていただきます。

座って説明をさせていただきます。

資料 2 の 5 ページをご覧ください。

提言 4 の「保護者への情報提供について」の主な施策①認可外保育施設と認可保育施設の明確化と、②本件保育事故の教訓を含む啓発情報の充実に関する進捗状況をあわせて説明させていただきます。

参考資料の 49 ページ、参考資料 8 をあわせてご覧ください。

大阪市ホームページに「認可外保育施設について」というウェブページを設けており、目次の下に、このたび「認可外保育施設の利用をお考えの方へ」という表示を追加いたしまして、認可外保育施設の利用を検討されている保護者様に閲覧いただきたい情報を集約しております。また「認可外保育施設と認可保育所の違い（大阪市）」を追加いたしまして、特徴的な設置手続や入所方法、保育料、保育従事者

の資格要件等の項目を設けて違いを示しております。

また、参考資料の 50 ページ、次のページとなりますけれども「認可外保育施設を選ぶにあたって」として、これまでは「よい保育施設の選び方十か条」を、厚生労働省ホームページへのリンク設定のみといたしておりましたが、リンク設定を残しつつ、より視覚情報等に届けやすいようにホームページ内にテキストで表示をいたしました。

さらに、認可外保育施設につきましては、従前より立入調査の結果を毎月更新でホームページに公表してまいりましたが、認可保育施設のうち、保育所と認定こども園につきましても、平成 30 年度、今年度の監査結果から来年夏に公表を予定しております。この試みにつきましては、初めてで監査対象が約 600 施設と多数ということもございます。ですので、段階的に実施することとしておりまして、地域型保育事業の公表時期については、今後の検討としております。

次に、主な施策③必要なときに必要な情報が入手できるための環境整備につきまして、ご説明いたします。

参考資料 53 ページ、参考資料 9 も、お手数ですがあわせてご覧ください。

各認可保育施設の施設基本情報につきましては、これまで施設からの情報提供のみをホームページに掲載してまいりましたが、保護者が保育施設を選択する際にとっても重要な情報であり、また、各保育施設の運営状況を入しやすくしたいということで、子ども子育て支援法に基づいて都道府県が公表することとなっている法人情報や認可定員・利用定員、建物構造など、基本的な情報に加えまして、福祉サービス第三者評価の受審状況や下線で囲っております休園日、家庭協力日等、実費徴収・上乗せ徴収等につきましても、施設ごとに取りまとめ、今月より公表をいたしております。

続きまして、資料 2 の 6 ページ、提言 5 の「大阪市の指導監査体制のさらなる充実について」の主な施策、巡回指導員の増員及び立入調査等の実施につきまして、進捗状況をご説明させていただきます。

お手数ですが、参考資料 55 ページの参考資料 10 もあわせてご覧ください。

巡回支援指導員 5 名を新たに雇用いたしまして、今年 6 月より事前通告なしで事故防止巡回支援指導を実施しております。本年度につきましては、認可外を含む全保育施設約 830 施設を対象に、年 1 回以上の巡回を行います。この巡回指導の対象となっていない公立保育所につきましては、大阪市子ども青少年局保育所運営課が巡回を実施しております。また、企業主導型保育事業は、公益財団法人児童育成協会が抜き打ちで午睡チェックを実施しているところでございます。

巡回は、重大事故の発生しやすい睡眠中、プール活動中、食事時の時間帯に重点を置いて訪問し、チェックリストをもとに事故防止対策の確認を行っており、必要な場合は随時再び訪問しております。

巡回支援指導員は、10 年以上の保育経験かつ施設長や主任として指導的役割の経験者であり、各保育施設の規模や場面に即したきめ細かい指導、助言を行っております。また、訪問時には、事故防止に関する相談に応じ、事故防止に関する資料を適宜提供もしております。

なお、チェックリストを参考資料 11 に添付しております。

○重松 子ども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

57 ページの参考資料 11 を、重松より補足で説明をさせていただきたいと思っております。

6 月より実施をしております巡回支援指導の際に使っているチェックリストでございます。巡回時には、特にチェックリストの中の網がけになっている項目を重要ポイントとして確認を行っているところでござ

ざいます。

食事の場面に関しましては、各クラスを回りながら、当日の児童数や職員数を聞き取り、保育者の食事介助など児童への対応がどういう形かということを中心に確認をしております。さらに、アレルギー対応の児童がいる場合は、誤食につながるような対応がないかどうかもその場で確認をしております。また、食事の確認と同時に、特に乳児クラスにおきましては、保育環境の確認としまして、誤嚥・誤飲につながるようなおもちゃや日用品がこどもの周り、手の届くようなところにあるかどうか、あるとしても、それがきちんと見守るような体制をとられているかどうかなども確認をしております。

睡眠の場面では、うつ伏せの状態で寝ている児童がいないかどうか、児童の身体に触れて全身状態を確認しているかどうか、記録を適切にとっているかどうかなどを確認しております。実際に記録済みのチェック表なども目で見て確認をしているところでございます。

58 のページに移りまして、プール活動の場面では、監視者がいるかどうか、さらに監視者が役割を果たしているかどうか、一度に入水している児童数が適切かどうかなどを確認しております。

また、全体的な事故防止対策の確認としまして、事故対応マニュアルがあるかどうかや心肺蘇生法の訓練を実施されているか、AEDの設置状況なども巡回時に確認をしております。

6月から巡回を開始して、今、ちょうど3カ月が経過したところでございまして、効果や課題の整理をするところまでは至ってはおりませんが、実際の場面を確認することで現状が見えているところでございます。

この間、国や本市からのさまざまな通知により、重大事故防止を呼びかけ、対策を講じるように周知をしてきてはおりますので、提言2でも触れましたように、睡眠時の記録をつけることやプールの場の監視役を立てることなどは、とても定着はしてきております。ただ、先ほども言いましたように、観察や記録の方法にまだまだ課題が多いこと、また、監視役につきましても、監視役というのは立ててはいるんですが、なかなかその役割に徹し切れていない施設というのも多かったのが、この夏、プールの活動を見に行った際に見受けられた課題でございまして。

巡回の際には、実態に即し、具体的に問題点を指導・助言しておりますので、すぐに改善につながるという部分では、巡回訪問の効果を感じているところでございます。巡回を重ねる中で、効果や課題をしっかりと整理し、チェックリストの見直しなども行いながら、PDCAサイクルのもと、効果的な質の向上が図れるように、今後も努めてまいりたいと思っております。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

続きまして、主な施策②保育内容の充実及び事故対応の中心となる専任職員の配置につきましてご説明いたします。

ご提言によりまして、保育事故対応に係る専任職員として、平成29年10月より事務職の係長1名、平成30年4月より保育士の係長1名を配置いたしました。これらの専任職員の配置によりまして、事故検証部会の事務局を認可外保育施設担当から、同じ課内の保育指導担当へ変更いたしました。また、本市で発生した事故事例や事故防止巡回で見受けられる課題などを全保育施設へフィードバックするなど、事故予防や安全対策に関する情報の積極的な発信を担ってまいります。

次に、7ページの国への要望事項に対する本市の動きについてご説明いたします。

昨年7月にいただいたご提言の中で、国に要望すべきとされた項目につきまして、事故対応マニユア

ルの整備や普通救命講習の受講を義務づけることや、保育施設をAED設置推奨施設へ位置づけることなど、記載のとおり厚生労働省保育課及び国の教育保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議に要望を行いました。そして、今年8月、内閣等が全国に通知されました「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議が出された年次報告」におきまして、ご提言により作成した、先ほどご説明した事故防止及び事故発生時マニュアル基礎編を好事例ということで公表をいただきました。

また、有識者会議から国への注意喚起・提言といたしまして、認可外保育施設指導監督基準に事故対応マニュアルの整備や普通救命講習の受講を義務づけることを検討すること、そして保育事故の検証についても、検証上必要な情報を他機関から得ることが困難な事例があるという課題も含め、必要な法令等の整備を検討すべきであるとしていただき、ご提言内容の実現に1歩近づいたのではないかと考えております。

説明は以上です。

○寺見部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告を受けまして、皆様からのご意見をよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

西村委員さん、よろしく願いいたします。

○西村委員

ご報告、ありがとうございました。

提言内容をふまえてもらって、頑張ってやっていたと思っています。

それで、ところどころ、ちょっと気づいたところをメモっているのをランダムにいけますが。

まず、最初のマニュアルの整備のところ、ホームページからダウンロード可能な状態にしてあるということですが、そういうふうにやっていただいたのはとてもよかったと思います。

1ページで、そのマニュアルの研修をして、研修に来られなかった施設や新設園には、郵送をしているというお話だったのですけれども、この研修の内容というのは、ビデオ録画をされていて使い回しができるとか、そんなことはやってないのですね。やってないのであれば、ぜひ、基礎研修のところ、マニュアルの使い方とかのところは、もう一回研修をしていただくには、先生の了解も要すると思うんですけども、録画するなどしてもらって、いつでも見られるような状態にさせていただけると、活用の可能性が広がるかなと思います。語弊があるかもしれませんが、よくやってくれている施設は意外と研修によく来てくださり、もうちょっと頑張ってもらいたいなというところがなかなか研修に来られない状態になっていることが意外と多かったので、郵送で対応したところは、補強でビデオとかもありますよとフォローアップが要るかなと思いますので、ビデオの活用を検討してくださいということです。

次に、2ページ目のところでマニュアル整備に向けて、いろいろ巡回指導に行ったりしていると思うんですけども、そのときに作成・改定とかの助言も行っているということで、第1段階としてはマニュアルを整備してほしいなと思っていて、そのマニュアル整備は、多分、市で手本をつくってもらったので、シンプルにそのまま丸取りしてもらおうとマニュアルが各施設できあがるという話で、そこで100%

にできるだけ近づけてほしいというのが第1目標なんですけれども。それは、ちょっとだけ頑張ればできる話かなと思っているんです。

次のステップとしてやってほしいのは、そのマニュアルが実践的に使えるように、それぞれの施設の特徴に応じて使えるようになっているのか、ここが本腰を入れてやらないといけない箇所、そこを意識的に見てもらって質問してもらおうとか。

巡回のときに例えば、マニュアルありますかと、マニュアルが出てきます。そのマニュアルをその施設の中の体制とかを聞いた上で、例えば、今日これが起こったとしたら、誰がどう動くのですかと動きを確認してもらって、その施設で使えるマニュアルになっているのか、なっていないのか。意外となっていないことが多いので、そのやりとりをすることで、ああ、これちょっと使い物にならない状態だなという気づきが出てくるので、そこをふまえてもう一回施設内で使いやすいような、使い勝手のいいものをまた施設内でつくってくださいますかみたいな返しをしていただくと、本当に使い勝手のいいものができ上がると思うので、その過程をやってほしいなと思っています。そんなことができるのは、多分巡回指導員さんで、監視の目というよりは、できるだけ底上げしましょうねというスタンスで行ってもらったときにこそ威力が発揮できるかなと思うので、ぜひそういう観点でマニュアル類は見てもらって、2段階ステップがあって、2段目のステップをそんな感じで充実させると。これは、多分、アレルギーの対応のところのマニュアルで、どんな感じで食事を出しているのかといったこともマニュアル化されていくかと思うのですけれども、そのときも同じようなパターンで聞いてもらう。マニュアル一般に通じる話かなと思っています。

それから、4ページで、まず、大阪市は職員に対して、慣らし保育期間中も育児休暇を取得できるようにしたという、隗より始めよとしていただいたのはよかったと思います。

5ページのところです。③の箇所、認可外保育所とかで、休園日とか、家庭協力日とか、実費徴収とかそういうのを公表する方向でというお話で、1歩踏み込まれたなと思います。ここで、1個は整理のお願いなのですが、実費徴収、上乗せ徴収の、どの項目は実費徴収してもいい、悪いというのが基準的にはあると思うのですけれども、これは意外と難しくてわかりにくいので、これは公表してくれ、してくれないというところまで踏み込んでいいのかどうか難しいとは思っているのですけれども、市民から問い合わせがあったときに、ちゃんと統一的に回答ができるように、最低限、市の中では見てわかるような状態にしておいてほしい。なっているのかもしれないけれども、そこはお願いしたいなど。

あと、もう一回また戻りますけれども、休園日とか家庭協力日を公表するという事になって、これは、保護者側から相談を受けたときによく出てくるのですけれども、建前として言っている話と実際にやっている話が違うという場合があって、そのときに、相談を受けたら、市役所に言ってみてはどうかとかと伝えてはいるのですが、市の、これは大阪市がという意味ではなくて、別の市とかのいろんな相談を聞いてという意味なのですけれども、いまいち動きが鈍いというか、なかなか反応してくれない市がそこそこあって。だから、ここでは、例えばこういうふう公表しました。市民から、公表対象以外のところでも、これはどうなっているのでしょうかと相談が来たときに、市としてはどういった動きの対応になって、どういう是正措置が図られるのかというのが、これもどちらかというと内部で検討してもらおうとか、いつか来るであろうという課題だと思うのです。こちらの要望としては、それが来たときには、わざわざその話を保護者が言うてくるということは、考えにくいと思うので、実態把握してもらって、公表している話と違う話はいけませんとかという指導をきちんとしてもらって、公表

対象でなかったことは、保護者さんに合うようにちゃんと対応してほしいという保護者ベースの話で指導していただけるように、お願いしたいなど。まだ問題起きている話ではないですけども。

6 ページのところの巡回指導員を増員していただいたのはとてもよかったかなと思っています。もっともっと増員してくださいというのが、どこまで行ってもオーダーなんですけれども。ここが一番保育の質の担保になる箇所かなと僕自身思っているのです、お願いします。

あと、2 番目のところの専任職員の配置も、とても、組織的には意味があるかなと思っていて、兼任で片手間仕事みたいにしてもやらざるを得ない状況が一般的にはあるので、やっぱり保育の質とか安全とかというところで専ら関わって仕事をしてもらえる人を配置してもらったというのは、とてもよいと思っています。これからの活動になっていくかと思えますけれども、期待しているので、よろしくお願いします。

それから、あともう一個だけ、参考資料 3 のところの乳児突然死症候群対策強化月間、これは国が強化月間を設けているのですけれども、11 月を国が設けたというのは、11 月に発症率が高いとかですかね。特になく、このころにしようかというだけなのでしょうか。

○寺見部会長

多分、11 月に特にとかではないと。

○西村委員

ないのであれば、10 月に周知することがいいのかというのは、素朴に思ってしまって。結局、これの対策というのは、うつぶせ寝をさせないようにしようという話なのだから、一番最初のときの癖がついてから、11 月ぐらいに対策強化をしてどうなるのかと思ってしまったので、国の文句をここで言っても仕方ないのですけれども、もし、こういう強化月間を設けるのであれば、大阪市は大阪で、独自に年度初めに周知した方がよいとは思うのですけれども。3 月に、事前にもう一度考え直しましょうといったことを周知してあげて、4 月スタート対策ができています。スタートに向けて周知したほうがいいのではないかというのが、僕の感覚です。そこは検討してください。2 回強化月間をやらなければいけないというのは大変かもしれないのだけれども。それとも国に頼んで変えてもらうというのも、それでもいいのですけれども。

それから、アンケートとってもらって、大体どんな状況になっているかというのは、わかったのでとてもよかったかなと思っています。せっかくとっていただいたので、定期的にも同じ項目でとっていただくと経年変化がわかるのでよいと思います。

それから、そのアンケート、参考資料 2 の (3) の AED を設置していますかの下この設置しているうちの AED マップへの登録が少ない。2 割とかいうところの意見はないのですけれども、多分、AED マップの登録は、うちにも AED マップがあるから、近所で何かあったときには来てもらったら対応できるよという情報発信としてやっているという趣旨だと思うので、保育所の特性上、よくわからない人が保育所に、緊急なんですとやってこられても、それは正しく緊急の人なのか、実は不審者がそれを語ってやっているのがちょっと読めないので、躊躇してこの数字かなというのがあって。だからどうすればいいのかは、意見はないんですけれども。なかなかここを上げるというのは難しいんじゃないかなと思いました。

○舟本委員

基本的には、AEDを、ありますから持って行ってください的な話。

○西村委員

うん、でも、それでも保育所内の。

○舟本委員

内ではなくて、外に。

○西村委員

外のピンポンでということ。

○舟本委員

外にAEDの機器を持っていくという。例えば、道路で倒れられた方がいらっしゃって、AEDが必要というときに、AEDマップに載っていたら、隣の保育所にAEDがありますということがわかったと。ほんなら、AED、そこから持ってきてという、そういうケースですね。

○西村委員

なるほど。

○寺見部会長

外で渡すことになっているということですか。園の外で渡すことになっているということ。

○舟本委員

いや、なっているじゃなくて、利用できるということです。だから、どこの場合でも、緊急の事態が発生したときに、AEDを持ってきてくださいというのは、蘇生のイロハのイですね。隣に保育所があって、そこにはAEDが設置されていますよということがわかれば、わかっているならば、そこからすぐに持ってくる。そういうための部分。

○西村委員

そうしたら、もしかしたら、このAEDマップのときに、その解説が要るのかもしれないと、今、先生に言われて思いました。

○舟本委員

これは、何も保育所がAEDを持っているから、その保育所はきちっとやっていますよということを宣伝するためのものではないということです。

○西村委員

うん。それはわかっているつもりだったのですけれども。AEDマップを貸してくださいと外の人が保育所内に飛び込んで来られるのかなというふうに誤解をしていたので。

○舟本委員

はいはい。飛び込んで来られたらね。

○西村委員

そうされると、保育所としては、とても安全に気を使うので困るなど。だから、先生がおっしゃっておられる話を聞いていると、今、ここで倒れている人がいるんです、助けてくださいというのをピンポンして押してくださいと。そうすれば、保育所のほうも、そんな人がいるんだなというって助けに入るよという、そういうシステムだよということですよ。

○舟本委員

そういうことです。

○西村委員

それは、今、理解しましたが。AEDマップのところの解説は、多分そんなことは書いてなくて、AEDマップありますって書いてあるだけなので、意味がわからない僕みたいな人がいると、きっと同じ反応するかなという。そういう意見だけです。なので解説を、AEDマップのほうに入れてもらったらいいのかなという気が、今しました。

近隣にAEDがありますかという項目もありますが、多分みんなやってはると思うのですけれども、自分ところにあります。近隣にあります。そうなれば、その近隣との連携をどうしていくのかという議論かなと思うので、そこで連携する施設とは、普段から仲よくして使えるようにしときましょうという話につなげてもらえたらよいなど。

一応、思いついたところを言いましたが、以上です。

○寺見部会長

そのほかにいかがでしょうか。

西村委員さんからたくさんのご指摘をいただいて、恐らく記録できちっとらせていただきましたので、今度は課題解決に向けた取り組みをしていただきたく思います。

ほかにいかがでしょうか。

林委員さん、お願いいたします。

○林委員

西村委員のご発言と関連があると思ったので、先に発言させていただきます。

参考資料の2のアンケートですけれども、私も西村委員のおっしゃるところと同じ考えがあって、このアンケートは、これから定期的にとられる予定でしょうか。これは質問なのですけれども。

○重松こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

今回、初めて、まずは実態調査をということでとらせていただきまして、本当に実態がつかめたところでして、いろいろな強化の取り組みを、巡回初めいろいろな通知を出すとか、呼びかけをしているところでございますので、先ほど西村先生からもご助言いただきましたように、同じアンケートを毎年とっていくことでいろいろなことの変化がわかっていくので、とれたらいいなと、思っております。

○林委員

表のアンケート、今までの実態把握ももちろん大事なのですが、アンケート効果をねらってする場合は割とあります。毎年この季節になったら市役所からこれが来るな、みたいな。そういうことで施設側も気をつけなきゃいけないと。もちろん普段から 365 日気をつけていただきたいのですが、やはり、人間誰しもちょっと、これは言い過ぎかもしれませんが、墮落みたいになってしまいますので。西村委員がおっしゃったように、年度初めにこれが来るかなという状況を作ると、注意喚起にもなっているのかなと思いました。

それから、これも西村委員と関連するのですが、このアンケートの結果の 5 ページの (1) 番のところの「マニュアルはありますか」というところです。今回は、今ご説明いただいたとおり、初めての試みということで十分理解できる、よろしいかと思うのですが、例えば、もし今後ある程度定期的に繰り返されるようでしたら、その活用状況ですよね。実際に立派なのができましたので、そういったものをどう各園で、施設で活用していくかということですね。それがやっぱり気になりますので、そのあたりを把握していただけたらいいかなと思います。

先ほど、これも西村委員と同じだなと思ったのですが、安全研修会とかやっていたら、園の代表選手が来てらっしゃるんですよね、恐らく。全員来られないんですよね。ですので、出られた方が、園にきちんと持ち帰っているか。スタッフの皆さんに共有されているのかというのが気になったので、そういったことも含めて、もしアンケートができるようでしたら、アンケート効果をねらいながら、この質問が来たら、これはしろという意味だろうなみたいな、そういう気づきをぜひ与えてあげていただけたらいいのかなと思いました。

本当に全体的に内容、頑張ってください、ありがとうございます。

○寺見部会長

そのほかにいかがでしょうか。

○舟本委員

私のほうからは、お話ししたかったことのほとんどは、西村委員がおっしゃってくださったのですが、基本的に大阪市全体で 1,000 カ所を超える保育所がある中で、たった 1 カ所で不適切な対応をとられたために、大切な命が亡くなったのです。つまり、1 カ所でも不適切な対応をとっていたのではダメという。その感覚が必要だと思います。そういう視点で考えた場合に、この最初の住友先生がされている研修において参加施設数は全体の何%だったのかということですね。大体わかりますか。100%ではもちろんありませんね。ということは、全体の 1 カ所、2 カ所の話ではなくて、かなりの割合で研修を受講しておられない。研修を受講していないことの意味というのは、この事故の重大性を身に染みて感じることができて

いないということですね。細かい知識は本を読めばできますが、大切なのは感覚ですよ。こうした大切な命が失われたという大変なことなのだ。それが自分の保育所で起こったら絶対にいけないんだという認識を、代表者 1 人でもいいですから持って帰ってもらう。全ての施設が持って帰ってもらう。その姿勢が、まず絶対に必要かなと思います。つまり、100%の出席率を求めるといふ。それがまず大前提としてあるのではないかなと思います。

それから、睡眠時のこのチェックというのを、リストを作ってください、非常にいいのはいいなと思うのですが、今、既存の保育所全部が、このリストに沿っては、現実問題としてはやってないのがある。そうですよね。そうした場合に、すぐにこれに変えろというのは、まず無理だろうと思いますが、巡回の視察の中で、その各施設のチェックリストの中で、ここが不備ですよということは指摘してあげないといけない。それが直った形のチェックリストで観察してくださいねという指導まで徹底する必要が絶対あると思います。それでこそ、このせっかくつくっていただいたリストが生きる話になるという。でないと埋もれてしまう。単に置かれてしまうと。

実は、私、今日の午後、ある保育所に行ってきました。いろいろこのマニュアルの整備のことにに関して、報告書の話もしましたが、ご存じありませんでした。救命救急の講習には行って、それを全員に周知して云々というのはされていましたが、やはりこの事例があったということさえ頭になかったです。これは、やっぱり残念なことだと思います。

行政として情報を各保育所に渡すのはいいのですが、それが確実に活用されているかいうところまで確認してもらわないと、効力がないのではないかと。1カ所でも漏れたら事故が起こり得るという危機感を持つべきかなと思っています。

あと、新聞等でご存じかもしれませんが、観察の補助手段として、商品名でいうと「るくみー」というのが出てきていますね。そういった新しい機器を使ってやっているところは非常に増えてきている。メディアでもそれを推奨するような形で報道されてきているということも頭に入れて、今後対応していく必要があるかなという気がしてきました。

もう一つは、巡回でされているときに、課題をやはり見つけてきますよね。その課題のリスト化というのは、もう既にできているのでしょうか。それが、その当該の保育所に関して、どこがどうかというのが、きちっと評価できていると理解しているのですね。それも、今日、ちょっと確認したのですが、私のような素人でもここがだめだなと思ったことがあったのです。しかし、ホームページ見ますと、証明書が交付されています。ということは、ちょっと評価の仕方が異なるのかなという不安を覚えたのです。

もう一つは、アンケートもそうですけれども、企業主導型の保育所は除外されていますよね。企業主導型の保育所って、大阪市に何カ所ありますか、大体。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長
約 100 です。

○舟本委員
約 100 ですか。約 100 を除外する理由というのは、何かあるのですか。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

基本的には、公益財団法人児童育成協会が抜き打ちで全ての施設に午睡チェックに入られるというのをお伺いしていますので、そちらの方から何かあればこちらにご連絡をいただけますので、それで行かせていただくという形です。

○舟本委員

その児童育成協会との、何をチェックするか、どういうチェックをするかというすり合わせは、市と共同でやっておられますか。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

そうですね。チェックしている項目自体とか内容はお伺いをしています。

○舟本委員

ということは、巡回する人が大阪市の方であろうが、児童育成協会の方であろうが、全く変わらないと理解してよろしいのですね。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

そうですね。私どものチェックの内容と育成協会の内容が全く一緒かと言われると、異なる点はございますけれども、相互に情報交換をしながら、お互いに何をチェックしていて、何が課題であるかというところは把握して、課題があれば一緒に対応していると、そのような形です。

○舟本委員

ということですね。児童育成協会に関しては、今回の事例といたしますか、大阪市で過去の事例のことなどについては、情報としては入っていると理解していいですか。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

そうですね。ちょっと、私が直接話しているということではございませんけれども、いろいろな機会を捉えて、この件につきましてはお伝えをさせていただいておりますので、ご存じだとは思っております。

○舟本委員

あと一つ。最後に、ちょっと細かいことですが、私の専門のところで言葉の伝え方がちょっと不適切かなと思ったので。

参考資料の 57 ページ、参考資料 11 になりますけれども、上のほうの誤嚥・誤飲のところの口頭確認の下のほう。「アナフィラキシーの子どもがいるか」という質問項目になっていますね。こういう言葉の使い方は、絶対にしないです。食物アレルギーの子どもがいるかという言い方はしますが、アナフィラキシーというのは、食物アレルギーも含めて生命に危機、危険を及ぼすような強いアレルギー反応のことを言いますね。そうした生命を心配しないといけないような、アナフィラキシーを起こしたことがあ

りますかというような聞き方になります。でないと、この文というのは、医療関係者といいますか、食物アレルギーをお持ちの親御さんにご存じですので、そこだけ文言を変えていただいたほうがいいかなと思います。

私からは以上です。

○寺見部会長

ありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

○西村委員

先に質問した関連になりますが。

企業主導型の保育所も無認可の一種ではあると思うのですが、届出に関してです。

何が聞きたいかという、市のほうで何か指導的なことが言えるような関係性になっているのか、なっていないのか、ちょっと知りたくて。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

企業主導型保育事業につきましては、届出対象施設ということですので、設置後 1 カ月以内になりますけれども、私どものほうに認可外保育施設設置届をお出しいただくことになります。

私どもとしますと、国が定めておられる指導監督基準がございますので、こちらに合致しているかどうかというのは、必ず年に 1 回の立ち入りに行っているということです。

○西村委員

児童育成協会というのはどういう位置づけになっているのでしょうか。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

児童育成協会について、基本的に企業主導型保育事業というのは、子ども・子育て支援法の仕事・子育て両立支援事業ということで位置づけられているんですけれども、基本的には、財源としますと、事業主拠出金ということで、年金と一緒に集められるようなところで全てやられることで、事業自体は内閣府が、国がされている事業ということでございまして。認可外保育施設で条件が合ったところには助成金をお支払いすることになります。ですので、基本は国の事業ということで、その国の事業を実際に請け負っておられるのが児童育成協会という国の外郭団体ということでございます。

○西村委員

ありがとうございます。

○寺見部会長

ありがとうございます。

続いて堀委員さん、お願いいたします。

○堀委員

私は、9月に保育園を訪問させていただいた時に、この大阪市事故防止巡回支援指導員の方が保育現場に来られました。ああ、始まったんだと実感しました。突然、本当に予告なしに来られたので、現場は、来はったわという感じでした。巡回の方が各保育室を回られて、それぞれの保育室で質問されている状況を見せていただいたところです。

実際、監査に来られるときは、予告があって来られるので、明日、監査なんですということによって皆さんしっかり準備されるんですけども、突然来られたということで、本当に驚かれています。自分たちの真の姿を見ていかれたってことと、代表者だけがその質問を受けるのではなくて、各クラスの担当保育士さん一人一人が尋ねられているので、そういう意味では、今回のこの調査結果が本当に有効に生かされたんだと実感しております。

もう一つ、厚生労働省は昭和44年から「保育所における乳児保育対策の強化について」を出しました。私も保育の現場におりまして、その当時より、小さいこどもを受け入れるときには、保護者の方に慣らし保育の協力を常々お願いしてきたところなんです。ところが、4月1日というのは、保護者の方がお仕事につかれてはじめて出勤なさると同時に、こどもも保育園に入園するので、なかなかお仕事を休めないのです。だから皆さんかなり苦勞されて慣らし保育に協力してくださっていました。近年、本当に保育のニーズが高くなるにつれて、慣らし保育というよりも、保護者の仕事・要求優先というふうに進んできています。今回の入所初期のリスクを軽減するための取り組みということで、入園当初はこども自身がストレス抱えているのだから慣らし保育を実施するというのを訴えていただいたことは、本当に保育の現場にとってはありがたくしっかり保護者に伝える根拠ができたなと思っております。

ただ、本当に保護者の就労に対して、どうしても働かないとだめなときについては、そのこどもさんについては丁寧な対応をしていくことを、保育の現場も理解を深めていくのではないかなと感じています。こういうことが、少しずつ着実に現場に入って行って、こどもにとってそこが自分の居場所で、本当の自分を出せるような環境になるまでお互いにこどもの様子を確認しあっていく環境をつくっていきなと考えております。

以上です。

○寺見部会長

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

舟本委員さんに質問なのですが、私もちょっと素人で。

講習を受けるのはいいのですが、同じ人が、何回も繰り返し受ける必要性はないんですかね。

やっぱり医学も進歩しますし、蘇生法が変わっていったりする可能性もあるわけで。そうしますと、例えば運転免許証のように、更新講習のようなことをするか、あるいはもう資格の修了証じゃなくて、そういうちゃんとした証書にして、更新講習には必ず出席をしなくちゃいけないようなシステムは、難しいんですかね。

○舟本委員

理想ですよ。難しいのは難しいだろうとは思いますが、理想に向けてしないといけない。こ

の検証部会におきましても、大阪医大の新田先生がおっしゃっていましたが、新田先生が関与されている保育所では、年 2 回、必ず全員が経験をするという、それでもって初めて技術は継承されていくと。それが最低条件ですという話でしたね。それが大阪市全体でできるのかと言えば、かなり難しいだろうとは思いますが、少なくとも年に一回ぐらいは継続的にやっていくことは必要だろうと思えますけれども。

知識的なことというのは、先ほどもお話ししましたように、毎年ではなくても構わないとは思いますが、今回の事例を最後に、本当に最後にしないといけないという気持ちをみんなが共有できるような形で継続していく。必ずしも出席しなくても良いのかもしれませんが、ありとあらゆる場でこういった事例はもう二度と起こさないという、それを伝えていく努力も必要だと思います。

○寺見部会長

ありがとうございました。

お話をお伺いしたのは、今、幾つかの委員さんからの意見をお聞きしながら、この事故検証部会の捉えだけでなく、今、いわゆる保育現場での保育士さんの資質の向上ということから考えたときに、今キャリアパスとあって、先生方のリカレント教育が行われているんですね。その中へ組み込んでいくと、これを。そうすると、それは1回受けてまた翌年受けることはないんですね。3年ごとの、それがいつまで国が方針で進められるかわかりませんが、3年クールぐらいで回っていくんですね。ですから、そういうもののキャリア科目は、国から指定がもうあるんですけども、その中に組み込むか、保健のところでも組み込むかどうかして、とにかく全ての人が、希望者ではなくて、全ての人が受けなきゃいけない。

今、堀委員さんにお聞きしたのは、保育士資格をとるときには、その訓練を受けなければならないんですね、とるときにね。それ、一度とっておくと、永久かというところとそうはいかないので。そこらあたりを、やっぱりリカレントのところでもカバーしていくという方法も一つなんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○舟本委員

おっしゃるとおりですよ。例えば、医師の専門医制度はそれと同じ形で、例えば5年を1つの区切りとして、更新のときには一定の単位数ということを求められています。繰り返し、繰り返し。1回専門医をとれば、もう一生それでいけるということではありません。同じ考え方を、適用していくことは、非常に実のあることだろうとは思っています。

○寺見部会長

今後、それはかなり実現可能なことではないかと思うんです。

キャリア研修のようなリカレント教育の中にそういうことを盛り込んで、心肺蘇生法、それから睡眠時の観察のことも、絶対実技でやらないとだめだと思います、読んだだけではね。だから、そういうことも入れていただくということと、それで、とにかく全員が研修を受けなければならないということに。とはいうものの、保育士さんたちも、業務はあるわ、リカレントされるわ、物凄く忙しいですから、保育士さんへの負担もかからない形の輻輳、重複して意味のあること、何か1つのことに複数の意味をち

ちゃんと持たせて、ただそれは複数の意味があるんだよということを受講生に伝えないと、受講生は書かれた看板を目的にやってきますから、ここであなた方は何を学ばなきゃいけないかということは、やっぱり行政さんのほうからきちっと受講生に伝える必要があるかなと思います。

それと、マニュアルの問題も同じと思うんですね。西村委員さんがおっしゃられましたけれども、マニュアルは使う——認定こども園の関係があって、さまざまな新しい保育園はできないけれども認定こども園ができたりいろいろと、とにかく施設の方が形を変えるためのトライをされているんですね。そのときに、マニュアルはもう絶対必修科目ですから、つくらないと失格になります。何かそういうところにも、どうすればいいのかわかりませんが、園での取り組みがどういうふうに行われているかということ、ちゃんと認可がおりるときにチェックは、もちろんされるんですけども、チェックされると同時に、どういうふうに園の先生方と共有していくのかとか、マニュアルに関する、マニュアルはこれだけじゃないですから、他にも感染症とかいろいろありますので、全部やっぱり命預かっている以上は、そういう事柄を漏れなくリーダーが知ってればそれでいいじゃなくて、漏れなく皆さんがやっぱり学ぶ機会を持つように指導されるというのも、指導というか、啓発されるということがひとつ必要なんじゃないかなと思いました。

他にいかがでしょうか。

何かございませんでしょうか。

○西村委員

すみません。もう少しだけ。

お医者さんの世界では専門医でも5年ごとでもう一回やってという、とても興味深くお伺いしたのですけれども。それを、寺見委員おっしゃったように、何回もという間隔でやらないと忘れてしまうというようなものについては、ピックアップしてもらって、定期的な研修制度などをつくってもら。今回の提言案には、盛り込めてないところではあるんですけども、話を聞いていると、やっぱりそこまで踏み込んでもらいたいなというのも思いました。

多分、それは、大阪市独自ではできるようなことではないと思うので、どちらかという、国に対してその話を、また委員が国に言えと言ったと伝えてもらっていいので、国に働きかけてもらって、恐らく一定の補助金とか何かが出ないと、こういうのはそれぞれの園がやれるという話では、恐らくないと思うので。その間休んでもらわないといけないとか、いろいろあると思うので、そのあたりの整備を意識的にやってもらいたいなと思いました。

以上です。

○寺見部会長

そのほかにいかがでしょうか。

ちょっと行政さんのほうに質問なのですが、監査に行かれたときに、例えば、その行った先で今日監査しました。終わりました。これから蘇生訓練します、全員に。そういうことは可能なのでしょうか。そんなことされてないと思いますけれども。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

私ども監査にまいりますけれども、基本的にはあらかじめチェックする項目を決めまして、それを聞き取りであったりとか、施設回らせていただいたりとか、いろんなところでチェックして帰ると。何か課題がありましたら、その日のうちに施設さんのほうに、こういうところが課題ですのご改善願いますということでお伝えするというような流れなんですね。なので、あまりそこまでは…

○寺見部会長

いわゆる指導的な内容を含めるというのは、ちょっと管轄違い。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

その場で普通救命講習を行うということは、実際問題は難しいと思います。

○寺見部会長

何かそういう例えば、睡眠の場合でしたら、睡眠じゃなくてもいいんですけども、抜き打ちで行ったときに、行ったところにはちゃんと全員に講習兼研修、その場で経験していただくとかいうようなのが組み込めたらね。わざわざ来ていただかなくてもいいし、現場から人が抜けるということもないです。やっぱり現場から先生方が抜けられるというのは、施設側からするととても困られると思うので。何かそんな体制ができないですかね。園でも講習を行うとか。

○武田こども青少年局保育施策部指導担当課長

今回のアンケートの結果ですけれども、5 ページのところをご覧くださいと、心肺蘇生法の実技訓練について、実施している施設について定期的に実施していますかということで、定期的ですよとおっしゃっていただいたところが 64%いらっしゃると。1 年に 1 回以上は 88%ということですので、掛け算するともう少し下がりますけれども、基本的には施設のほうで、先生がおっしゃるとおり、外に出ていくのはなかなか難しいかと思しますので、定期的にやっていただきたいとお願いしたいなと思っております。

○寺見部会長

ありがとうございます。

施設数、かなり多いのでね。

はい、西村委員、お願いします。

○西村委員

これは、別の会議でも、心肺蘇生とか呼吸、吸引は人気の講座で受けられなかったんですと言っている保育園もあつたぐらい、ここは注目度が上がっているところなので、誘導策としては、恐らく成功していて、みんなでする方向に、この調子でいけばなるかなという感覚を、僕は、持っていたんです。どちらかという、恐らくマニュアルとかも同じで、誘導策は成功していて、それなりには、一挙にいかどうかわかりませんが、近い段階にマニュアルも全部行き渡るのではないかなと思っています。

問題は、その行き渡るマニュアルはいわゆるコピーが来ているだけの状態だと思うので、さっきもちょっと言いましたけれども、第 2 ステップのところの実践的にそれが使いこなせるマニュアルになっているかということに、スライドしてもらって、重点的にするところは、どちらかというところ、巡回支援指導員の人にどういう質問の仕方したら誘導できるのかという観点で、むしろ、巡回指導員の研修というか、どういうアプローチを巡回指導員の人たちはやったらいいのかとか。そのフィードバックを、せっかく専門の係として、専任を置いてもらったので、そこに戻してもらって、作戦会議してもらって、どんなアプローチをするか、多分、一度には無理だと思うので、マニュアルの改善をするような働きかけが、次は要るかなと思っています。

○重松こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

少し救急救命のことと、今のお話で。救急救命は、実は原稿を読み飛ばしたところがございます、資料の 2 の 2 ページにありますように、先ほども課長からありましたように、実施をしている施設が約 7 割、実技訓練はされているんですけども、今、巡回時にも年に 1 回の目安では、施設で実施することを目指してくださいというお話はしております。実際には救急救命、我々が行くというより、消防署からお人形などを借りるとかいろいろなことを、準備をしないと実技訓練になりませんので、そのお人形を借りるために大体の施設が消防署さんと連携をして、多くはプール活動の前、少なくとも年に 1 回、プール活動の前には殺到しますので、お人形の貸し出しもできない状況などもありますので、時期をずらしながらも、年に 1 回を目指してやっていただいているところが実際には増えていっている状況ではありますので、少なくとも、先ほどもありましたように、年に 1 回は本当の練習を必ずしてほしいということは、大阪市としても、今、各所にずっと言っているところでございます。

もう一方で、巡回の話もございましたように、今年はこの 6 月に始まりまして、実態がだんだんいろんな課題が見えているところでもございまして。まず今年、予告なしに本当に来るんだぞというところを、施設に知っていただく、本当に何も言わずに来るんですねという感じで言われます。まずは、そこからスタートして、段階を追いながら次のステップ、次のステップというところに、深めていかないと意味がないことも、私たちも感じているところではありますが、まずはこういう巡回が来て、いろんなところを見られて、睡眠時のチェック表まで見られて、先ほども言いましたように、様式も含めて、今後もう少しこういうふうにされたほうがいいですよというお話は、してきておりますので、まずできるところからの指導、次の段階に向けては、またそれを深めるというところにステップアップができていくような巡回にはしていきたいと、思っているところです。

○寺見部会長

ありがとうございました。

ぜひ。今年 1 年がアプローチで、これからが本格、今も本格ですけども、充実させていかなくちゃいけないなと思います。

ほかに何かご意見ございませんか。いかがでしょうか。

よろしいですか。

たくさんご意見いただきまして、まとめるとまたそのまとめに時間がかかってしまいそうなので、今日の論議の要点は、事務局さんのほうからまた委員宛にいただくとして、ほかに、本当によろしゅう

ございますか。

そうしましたら、本当に、さまざまなご意見ありがとうございました。

昨年6月以降、第1回の会議を開催してから15回検証してきましたけれども、初めてのことで本当に難しいといたしますか、私たちも理解に時間がかかりましたし、今思い起こせば、本当にいろんなことがあったなと感慨深いものがありますが。さまざまな専門領域の先生方のご協力の中で、いろんな試行錯誤を繰り返してきました、本当にありがたく思っております。何とか私たちに課せられた役目といたしますか、責任といたしますか、そういうものが果たせたかなと思っておりますし、今もそれぞれの委員さんからいただきましたその後の新しい試みといたしますか、改善に向けた試みに対してもまたさらなる改善のよいアイデアをいただけたのではないかとこのように思っております。

本当にありがとうございました。

また、今回でこの一つの区切りとはなりますけれども、今後とも大阪市として、保育事故の防止、ひいては保育の質の向上につながるように、しっかりと取り組んでいただきたく思っております。

それでは、以上をもちまして、第15回のこども・子育て支援会議教育・保育施設等事故検証部会を閉会させていただきます。皆様、本当にどうもありがとうございました。

○高垣こども青少年局保育施策部保育企画課施設指導担当課長代理

委員の皆様、長期間にわたって貴重なご意見をいただきありがとうございました。

これで部会を終了いたします。